

チェーンソーによる伐木作業の安全に関するガイドライン

林業における労働災害は、チェーンソーに起因するものの割合が高く、林業における休業4日以上労働災害の2割を占めています。また、死亡労働災害では伐倒方法が不適切であるものが6割を占めています。

本ガイドラインでは、チェーンソーを用いた伐木作業において、安全に作業を行うために着用すべき保護具、保護衣等（以下「保護具等」という。）と、適切な伐木等作業方法を示しました。

保護具等

- 保護具等は、ソーチェーン等に身体の一部が接触しそうなときに保護する最後の砦となる重要なものです。
- 保護具等は、防護性能が高いもの、作業性能がよいもの、視認性が高いもの、人間工学的に使いやすいものを選定しましょう。

保護具等の選定に当たって以下の点に留意してください

1. 防護ズボン又はチャップス
 - 前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材があるものを使用すること。
 - チャップスについては、留め具式の場合は全ての留め具を確実に留めた上、適度に締め付けて使用すること。また、作業中の歩行などによりチャップスがめくれることのないよう、最下部の留め具が足首にできるだけ近いものを使用することが望ましいこと。
2. 衣服
 - 皮膚の露出を避けること。袖締め、裾締めのよいものとする。
 - 防湿性、透湿性を備えていること。
3. 手袋
 - 防振、防寒に役立つものであること。
4. 安全靴
 - つま先、足の甲、足首及び下腿の前側半分にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っていること。
5. 保護帽、保護網・保護眼鏡及び防音保護具
 - 保護帽を着用すること、保護網、保護眼鏡等を使用すること、チェーンソーのエンジンを掛けているときは耳栓等を使用すること。

防護ズボン、安全靴はJIS、ISO又はEN規格に適合するものを使用してください。
保護部材があり、JIS等の規格を満たす地下足袋はガイドラインに適合するものを選定してください。
安全靴の下腿の前側半分に保護部材がない場合は、すね当てを使用してください。

チェーンソーの取扱い方法等

1. チェーンソーの選定

- できるかぎり軽量なものを選定すること。
- ガイドバーの長さが伐倒のために必要な限度を超えないものとする。

2. チェーンソーの始動方法

- 原則として地面に置き、保持して始動すること。

3. 作業姿勢

- ハンドルに親指を回して確実に保持すること。
- 振動や重さによる身体への負荷を軽減するため、チェーンソーを身体の一部や原木で支えること
- 肩より高く上げて作業しないこと。

4. 作業時の立入禁止

- 作業者の周辺にその他の労働者を立ち入らせないこと。
- 伐倒木の下方に労働者を立ち入らせないこと。

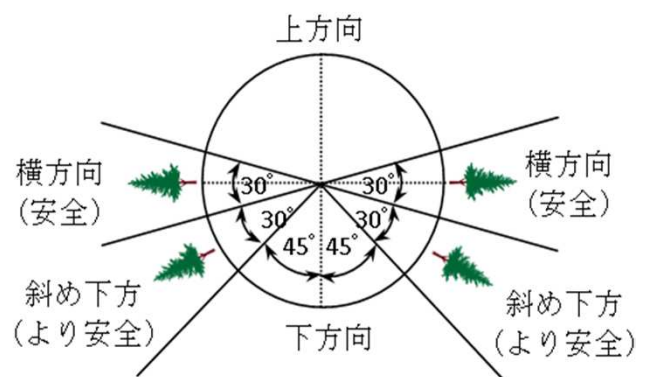
伐木作業

1. 安全衛生教育

- 大径木、偏心木等に係る特別教育を修了すること（労働安全規則第36条第8号）。
- チェーンソー作業に係る特別教育を修了すること（労働安全規則第36条第8号の2）。
- チェーンソー作業を行う労働者に5年ごとに安全衛生教育を受講させること。

2. 作業前の準備

- 通行路、他の作業者の位置、地形等、立木の周囲の状況、環境の確認。
- 樹種、重心、つるがらみ、枝がらみなど立木の状態の確認。
- 安全な伐倒方向の確認。（右図）
- かん木、浮き石等、作業中危険の生ずるおそれのあるものを取りのぞくこと。



3. 立入禁止及び退避

- 伐倒作業時、立木の樹高の2倍の区域内への伐倒者以外の立入りを禁止。
- 隣接して伐倒作業を行う場合は、立木の樹高の2.5倍の区域内への伐倒者以外の立入を禁止。
- 退避ルートを選定と整備。
- 合図前の伐倒者以外の退避確認。
- 伐倒者の退避。

伐倒者以外の立入禁止の範囲は、諸外国の基準を踏まえ設定したものです。

伐木作業（続き）

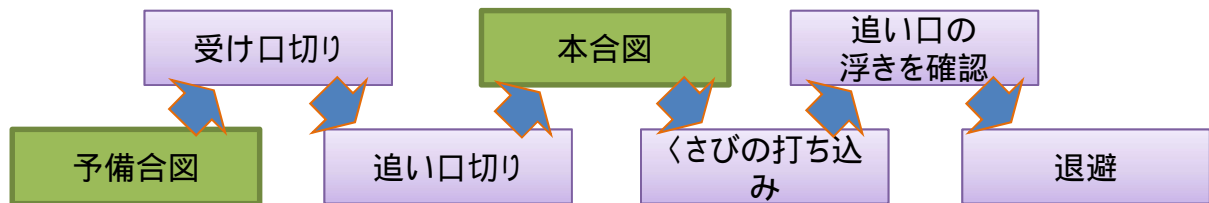
4. 基本的伐倒作業

- 概要

正しい追い口切り、受け口切りによること。
同一形状のくさびを2個以上使用すること。

予備合図、本合図はガイドラインには
明確な記載はありません。

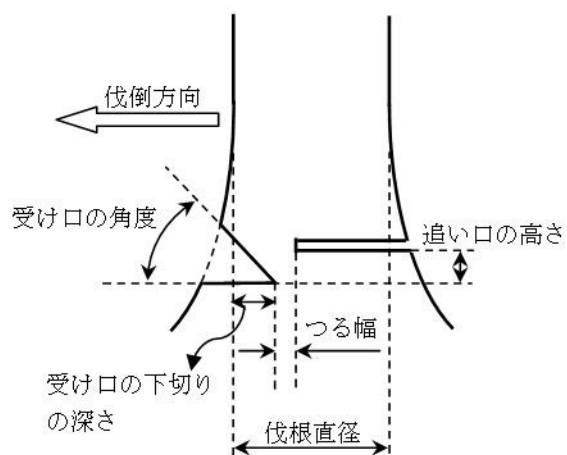
- 手順（例）



5. 基本的伐倒作業（続き）

- 受け口切り

根張り切り（必要に応じ）
伐根直径の1/4以上の深さの受け口
（胸高直径70cm以上の場合は1/3）
30-45度で受け口の斜め切り
下切りと斜め切りの会合線は一致



- 追い口切り

高さは、受け口の高さから2/3程度。
つる幅は、抜根直径の1/10程度。

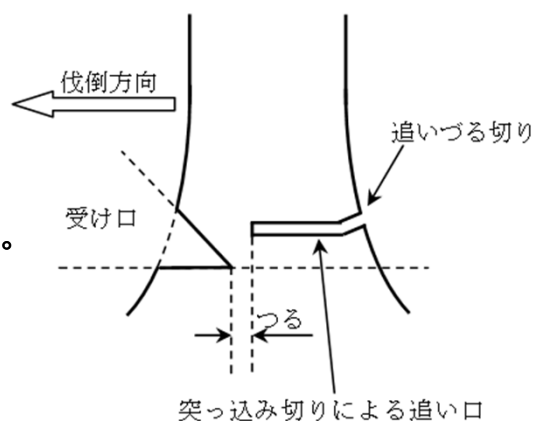
くさびでのこ道を確認

- 伐倒と退避

重心を移動するためのくさびの打ち込みと、追い口切りを交互に実施。
複数のくさびを使用するときは同一形状で同じ厚さのものを使用。
最後にくさびを打ち込んで伐倒。追い口が浮いたらただちに退避。

6. 追いづる切り

- 偏心の程度が著しい立木、裂けやすい木では、追いづる切りが有効。
- 追い口を切る際、受け口の反対側の幹を残し、突っ込み切りから水平に追い口を作る。（突っ込み切りの際はキックバックに注意）
- 最後に追いづるを切って伐倒する。



7. かかり木

- かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドラインに沿って行う。

造材作業

1. 基本的な安全確保

- 転落し、又は滑ることにより労働者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等には、くい止め、歯止め等を行うこと。
- 作業の支障となるかん木などをあらかじめ取り除くこと。
- 斜面の上部で作業を行うこと。
- 足を原木やチェーンソーの下に入れないこと。

2. 枝払い作業

- 原木の安定の確認、足場の確保を行うこと。
- 伐採現場での作業が困難な場合は、材を動かしてから枝払いを行うこと。
- 原則として元口の山側に立ち、先端に向かって枝払いを行うこと。
- 跳ね返るおそれのある枝やかん木はこの目を入れる等により反発力を弱めておくこと
- 枝は原則としてガイドバーの根元の部分で払うこと。
- 原木の上で枝払い作業を行わないこと。
- 移動前にはチェーンブレーキをかけ、チェーンの静止を確認すること。
- 支え枝は、原木の安定を確かめてから切り払うこと。
- 同時に二人以上で同一の原木の枝払いをしないこと。

3. 玉切作業

- 斜面上部に立って行うこと。
- 玉切りした原木が動くおそれがある場合は、安定するまで転がす又はくい止めを行って安定させた後、玉切を行うこと。
- 玉切りの際はガイドバーの挟まれ防止のためにくさびを打つこと。
- 片持ちの原木の玉切りは、原木の下部1/3をガイドバーの瀬で切り上げ、次の上部を切り下げて玉切を行うこと。原木が裂けないよう、必要に応じて支柱を設置すること。
- 橋状の原木の玉切りは側面を切り、次に原木の上部を半分すくい上げ、くさびを打ったのち下部を切り下げること。
- 片持ちの原木、橋上の原木などで、その場所で玉切をすることが困難な場合には、集材後に玉切りをすること。
- 同時に二人以上で同一の原木の玉切りをしないこと。